

笛吹市こどもの居場所づくり支援事業 FAQ

No.	事項	問	答
1	対象団体	新たにこども食堂を始めたいと考えていますが、どのようにしたらよいか。	一緒に活動できる構成員を募っていただき、団体としての計画を策定の上、補助金の申請をお願いします。不明な点はお気軽にお問合せください。
2	参加者	参加予定申込者が10名以上であったが、当日にキャンセルとなってしまい、8名になってしまったが、補助金の該当にならないのか。	事業実施報告書に参加申し込みと当日参加者の差異がわかるようにしていただければ、該当になる場合があります。
3	参加者	こども食堂を実施した際にこどもが参加者の半数以上いれば、保護者や地域の高齢者等の参加者の分も当該補助金の対象になりますか。	対象となります。
4	対象団体	地区の子どもクラブとして体験活動を企画しているが、当該補助金の該当になるのか。	地区にはすでに笛吹市から補助金が出ていますので、笛吹市から重複した補助金になる団体には交付ができません。
5	対象団体	市内で飲食店を営んでいますが、こども食堂を実施する際に今回の補助金は活用できますか。	こども食堂として実施した分として、お店の営業に利用する分と分けて申請していただければ、活用できます。この場合、家賃や光熱費など月払いになっているものについては、該当になりません。
6	対象団体	スポ少やクラブチームとして、今回の補助金を体験活動として申請することはできますか。	笛吹市からすでに補助金を受けていない任意の団体であれば、対象になります。ただしその際には活動費が無料または実費相当額である必要があります。
7	申請手続	笛吹市以外からの助成事業も併せて活用しようと思うが、当該補助金の活用はできるのか。	当該補助金の活用はできます。
8	申請手続	複数回実施分をまとめて申請することはできますか。	申請可能です。
9	申請対象	一つの団体で3つの事業を運営費として申請した場合、最大36万円分の補助金が申請できますか。	1団体につき年度内の上限が12万円になっているため、複数の事業を実施しても上限は12万円となります。
10	申請対象	新たに空き施設を活用し学習支援を行おうと企画しているが、開設準備費として、インターネット環境の補助についても当該補助金の該当になりますか。	新たに立ち上げる場合は、インターネット環境の整備に係る費用も補助となります。
11	会場	お寺や神社を借りて実施しようと思うが、それでも宗教活動に該当するのか。	宗教への勧誘や、積極的な教えの普及などを行った場合は該当になりません。 会場として使用するだけであれば、補助金の活用はできます。
12	取り組み	メタバース等のオンライン上で居場所を作る企画をした場合、通信費や消耗品等は補助金の申請ができますか。	オンライン上の取り組みについては、本事業の対象にはなりません。